

比較表 諸外国における年少者・演劇子役等の就業可能時間に係る法制の概要

1. 年少者（満18歳未満）

根拠法令	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	イギリス	ドイツ	フランス
労働基準法（1947年制定）、児童福利法（1947年制定）、学校教育法（1947年制定）、民法（1898年制定） 条文番号は特に断りのない限り、労働基準法のもの。	公正労働基準法 の労働法典、教育法典等。	カリフォルニア州としての労働法典、教育法典等。	ニューヨーク州法としての労働法、学校教育法、職業紹介法等。	1933年児童および年少者法、1963年児童および年少者法、1996年教育法、1920年女性・年少者および児童の雇用法、1998年児童（職場での保護）規則、2000年児童（職場での保護）規則第1および第2、地方当局の定める条例	年少労働者保護法（1976年制定）、年少者保護法（2002年）、民法（1900年） ○年少労働者保護法で定める児童とは、15歳未満のものをいう。 ○この法律で定める年少者とは、15歳以上で18歳未満のものをいう。 ○全日制就学義務の下にある年少者には、その年齢にかかるわらず、児童に関する規定が準用される。 条文番号は、特に断りのない限り、年少労働者保護法のもの。	○労働法典 ○労働協約 労働協約の拡張適用は、(例えば五大労組によって締結され、全国的に適用される場合など)大臣のアレテにより決定し官報に公表され、個々の使用者の署名を問題とせず、協約の適用範囲内にあるすべての労働者、使用者に一斉強行法規的に適用される。 条文番号は、特に断りのない限り、労働法典のもの。
最低年齢	○満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了してい、ない児童の使用を禁止（ただし、満13歳未満以上（映画の製作又は演劇の事業については満13歳未満でも可）の者についてでは、一定要件の下で使用可）。 【第56条第1項】	○14歳以上。	○14歳以上。	○14歳未満の児童は、就労できない（学校期間中も同じ）。14歳と15歳の児童は、就学時間後と休暇時間中は、働くことができる（但し、工場における労働は原則禁止。工場、ドライクリーニング店、洋服業、靴修理業等においても、室内の事務や配達などは可）。	○満14歳（ただし、登校しなければならない日）前7時以降または午後7時以前で、かつ、午前7時以後または午後7時以後で、かづ、登校しなければならない日に2時間以内で、かつ、登校しなければならない週に12時間以内で、かつ、日曜日に2時間以内で、かつ、日曜日以外の登校なくともよい日に、15歳未満で5時間、15歳以上で8時間以内で、かつ、登校しなくともよい週	○原則16歳未満の労働を禁止。【L.211-1】 ○スペクタクル・モデルに従事する場合、許可委員会の許可を受けた場合、月齢3か月以上の0歳児からの就労が可能。ただし、舞台など生の興行に就労する場合は、9歳以上でなければならぬ。〔5条1項〕 （許可申請の受付規定による。労働時間規制の条文【R.211-12-1、R.211-12-2】に年齢の

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
				ない場合には、特別雇用証明書等を取得した上で、1年中働くことができる。工場労働の場合には、許可制。	に、15歳未満で25時間以内、15歳以上で35時間以内で、かつ、1時間の休憩を置くことなしに、1日に4時間を超えることなく、かつ、1年間の中で登校しなくともよい期間中に、雇用から離れた繼續する2週の期間が確保され、または確保されうること、以上を条件とする)【1933年児童および年少者法18条1項】 ○なお、工業的事業所及び船における雇用は原則禁止【1920年女性・年少者及び児童の雇用法1条1項・2項、4条、付則第1部1条】		記述あり。)
最低年齢の例外	○満13歳以上の児童（映画の製作又は演劇の事業について、親と同じ農場で働く場合等。も可）については、①製造業、建設業などの事業以外の非工業的事業に係る職業で、②児童の健康・福祉に有害ではなく、軽易なものについて、③所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、修学時間外に使用可。 【第56条第2項】	○12歳・13歳で、学校いちごなどを手で収穫する業務に従事できる。11歳以上の児童は、学校の就学時間以外の時間中に、新聞配達や、新聞・雑誌等を路上等で販売することができる。12歳以上の児童は、学校の就学時間以外の時間において許可書を得た場合には、働くことが可能。	○条例により、軽易な農業または園芸の仕事に親または後見人により13歳の児童が時々雇用されること、および、条例で定めた範囲の軽易な仕事に13歳の児童が雇用されることが、認められる【1933年児童および年少者法18条2項】 ・裁判官の指示による就労 【5条2項】	○5条1項の児童就労禁止にもかかわらず、以下の場合、児童を就労させることができ。・治療・リハビリを目的とした就業・修学期間中の事業所実習・裁判官の指示による就労 【5条2項】	労働法典 ○例外として、職業研修として義務教育終了の2学年前（14歳から、研修が可能。研修を受ける場合は、ただし、休暇期間中は、その半分以上を就労期間に当てることはできない。【L. 211-1】 ○家庭が農業、商業、職人的な業務に従事する場合（家内工業などを想定） ○演劇・映画・テレビドラマ・ラジオ・吹き替え・楽器の演奏等のスペクタクル・あるいはモデ		

日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
<p>○なお、就業制限業務及び次に掲げる業務については、所轄労働基準監督署長の許可を得ることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆の喫楽を目的として曲馬又は軽業を行う業務 ・戸々について、又は道路その他これに準ずる場所において、歌舞、遊芸その他他の演技を行う業務・旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務 ・エレベータの運転の業務 <p>【年少則第9条】</p>	<p>ブリジ大会で随時の雑用等に携わることができる。</p> <p>演劇、ラジオ、テレビ等での実演や子供のモデルに關しては、最低年齢制限はない。</p>	<p>ブリジ大会で随時の雑用等に携わることができる。</p> <p>演劇、ラジオ、テレビ等での実演や子供のモデルに關しては、最低年齢制限はない。</p>	<p>であるとは、当該就労の性質及び特別の諸条件に基づき以下の事項につき悪影響を及ぼさないことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全、健康及び成長 ・通学及び種類ある機関が認めた職業選択準備又は職業訓練への参加 ・授業を効果的に受けられる能力 <p>【5条3項】</p> <p>○監督官庁は、15歳未満の児童であっても、申請に基づき、舞台興行、音楽会での演奏その他のパフォーマンス、広告を目的とする催し並びにテレビ・ラジオの収録、音声及び画像の提供並びに映画撮影及び写真撮影などのメディア・文化領域では（以下では単に「メディア・文化領域」）、監督官庁の特別許可の下で就労させることができる。【6条】</p>	<p>であるとは、当該就労の性質及び特別の諸条件に基づき以下の事項につき悪影響を及ぼさないことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全、健康及び成長 ・通学及び種類ある機関が認めた職業選択準備又は職業訓練への参加 ・授業を効果的に受けられる能力 <p>【5条3項】</p> <p>○監督官庁は、15歳未満の児童であっても、申請に基づき、舞台興行、音楽会での演奏その他のパフォーマンス、広告を目的とする催し並びにテレビ・ラジオの収録、音声及び画像の提供並びに映画撮影及び写真撮影などのメディア・文化領域では（以下では単に「メディア・文化領域」）、監督官庁の特別許可の下で就労させることができる。【6条】</p>	<p>ル・映画などの興業に出演する場合（3か月以上の0歳児から可能）</p> <p>【L.211-6、R.211-2】</p> <p>○芸術的、あるいは文学的、あるいはスポーツに從事する場合で報酬をうる場合【L.211-4】</p> <p>○両親・あるいは一方親権者がサーカスの興業に従事している場合。ただし、12歳未満の就労は不可【L.211-11】</p> <p>○農業・商店・食堂などを家庭が経営している場合</p> <p>○酒類を販売する飲食店で、未成年を雇用することはできない。ただし、両親・親族が経営する場合を除く。また、職業資格取得のための研修の場合も、未成年の就労が認められる。【L.211-5】</p> <p>○16歳以下の生徒について、研修を受け入れる企業に対しては、教員によって構成させる組織が観察を行い、労働条件等について、児童の所属教育機關と協定を締結する。【L.211-1】</p> <p>○アクロバット、サーカスなどに從事する年少者を雇用する者は、年少者の出生を証明する出</p>	

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
年少者の証明書	○年齢を証明する 戸籍証明書、修学に差し支えないこと を証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。【第57条】	○特になく、州法のものを用いる（州法のものがない場合、ベビーシッターの場合等、いくつかの例外が存在する）。	○18歳未満の未成年者が働く場合、労働許可書が必要。ベビーシッターの場合等、いくつかの例外が存在する。	○原則として、18歳未満の被用者には、雇用証明書または雇用許可書が必要。雇用証明書と雇用許可書の区別は、職種と年齢により、それぞれ書式と要件が区別されている。	○14歳以上の児童および年少者が、工業的事業所に雇用される場合には、使用者は、雇用されいる児童および年少者全員の名簿および誕生日の記録を保存し、いつでも監督権限を有する者の求めに応じて提示できるようにしておかなければならぬ。【1920年女性・年少者および児童の雇用法1条4項】	○使用者は、就労する年少者のリスト（氏名、生年月日、住所、就労開始日と就労期間を含む）を作成しなければならない。【49条】	○スペクタクル・モデルについて、許可申請時に各種の証明書の提出が求められる。【R.211-3】【R.211-6-1】

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
義務教育	○保護者は満6歳～15歳の年度未まで、子女を就学させる義務を負う【学校教育法22条、39条】	○州の権限であり、規定なし。	○6歳から15歳までの未成年者は、全日制の学校に通うのが、原則。16歳・17歳で、高校を卒業していない者は、定期制への通学義務あり。	○16歳以下は、フルタイムで学校教育を受けた義務を負う。年齢に関係なく、高校卒業者は、学校へ通学する義務はない。	○義務教育は満5歳から満16歳に達して以後の卒業の日（6月の最終週の金曜日）まで【1996年教育法8条】	○満6歳～15歳（一部の州では16歳）までの児童は就学義務を負う。	○5歳から16歳までが義務教育とされる。ただし、落第した場合で課程が未終了であっても、16歳で義務教育年齢は終了し、就学義務はない。
労働契約	○親権者又は後見人が、未成年者に代わって労働契約を締結することを禁じる。親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約があると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる。【第58条】	○州に規制権限があり、規定なし。	○親権者等が、労働許可書において同意する義務あり。学校の担当者、労働局は、児童の学業・健康に問題があると判断したときは、これを否定、または撤回することができます。	○上記の雇用証明書・雇用許可書制度の中で、親・後見人の同意と、学校就学未成年者の場合には、学校の許可等が必要。本人が契約を締結。	○原則として親又は後見人（法定代理人）が児童に代わって労働契約を締結する。【民法1626条、1629条】	○原則として親又は未成年者に対する権利をあたえたり、未成年者が労働契約をその許された種類の役務又は労働関係の締結又は解約、若しくはその関係から生ずる義務の履行に関する法律行為について、完全な行為能力を有する。【民法113条】	○16歳から18歳未満の未成年者は行為無能者であり【民Art.488-1】、未成年保護制度の適用を受ける。しかし、法律・慣習が未成年で行為することを認めている日常行為を行うことは可能。【民Art.389-3、Art.450】契約無能力者とされるのは未成年者16歳未満である。【民Art.482】満16歳に達した後に解放未成年者となることにより、労働能力者となり、労働契約の締結が可能となる。【民法典Art.476、481、487】 ○労働契約の締結が未成年であっても可能。【民Art.1308】

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
職業許可権	○子（被後見人）は、親権者（後見人）の許可なしに職業を當むことができない。親権者は、子がその職業にあるときには、許可を取り消し、又は制限することができる【民法第823条、859条】	○原則として、規定なし。例外として、上記の12歳と13歳の未成年者が、親の同意を得て、親と同じ農場で働く場合等がある。	○同上。	○1989年児童法2条に定められており、別紙のとおり、これとは別の許可書が必要。	○職業許可権について規定なし。 ○親は、訓練及び職業に関する職業許可権は含まれないと解されている。	○船員、炭坑労働の労働内における就労など、18歳以下の男性であっても、地下など特定の職種において、監督官庁、裁判所、保護者の許可等が必要となる場合がある。 【L. 711-4】	○16歳以上であれば、解放未成年者として行為能力を持つことがこの可能となる。【民法典476、481、487】 ○労働契約を締結する【民法典Art. 1308】ので、賃金請求権を持つ。
賃金請求権	○親権者又は後見人が、未成年者に代わって賃金を受領することを禁止。未成年者は独立して使用者に賃金を請求する権利を持つ【第59条】	○州に規制権限があり、規定なし。	○通常は、未成年者本人にある。	○通常は、未成年者本人にある。	○規定なし。親は子を代理するので、賃金を受領することができる。	○規定なし。親権者又は後見人が、未成年者に代わって賃金を受領することを禁止し、未成年者が独立して使用者に賃金を請求する権利を持つことを定める制定法上の規定は存しないが、未成年者には雇用契約その他の類似の契約に関する、コモン・ロー上の契約能力が認められることから、未成年者は、独立して使用者に賃金を請求することができるものと解される。	○16歳以上であれば、解放未成年者として行為能力を持つことがこの可能となる。【民法典476、481、487】 ○労働契約を締結する【民法典Art. 1308】ので、賃金請求権を持つ。
財産管理	○親は子の財産の管理・代表権を持つ。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。【824条】 ○後見人は、被後見人の財産管理・代表	○州に規制権限があり、規定なし。	○クーガン法の規定を除けば、特別規定は存在しない。	○ニューヨーク州のクーガン法たる2003年児童実演家教育信託法を除けば、特別規定はない。	○親は子を代理し、子の財産を管理する。【民法典1929条】	○16歳で労働契約締結をし得るし、また、解放未成年者として行為能力を持つので、通常の労働であれば、賃金を得てできる。ただし、商行為はできない。【民法典Art. 1308、476、481、487、389-3、450】	○親は子を代理し、子の財産を管理する。【民法典1929条】

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	イギリス	ドイツ	フランス
労働時間	権をもつ。【859条】 ○満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していく児童を、修学時間を通算して1週間にについて40時間、修学時間を通算して1日にについて7時間を超えて労働させることはできない。【第60条第2項】	○16歳以上は、規制なし。 14・15歳が学校のある場合:①1日3時間、②週18時間。 14歳・15歳が、学校のない日:①1日8時間、②週40時間。	○16歳・17歳：授業期間中は、①学校のある日は4時間、②学校がない日は8時間で、③週最大18時間。 ○最大労働時間数は、48時間。休暇期間中の最大労働時間数は、①1日8時間、②週4時間。就業可能な時間数は、48時間。就業可能な時間数は、午前5時から夜10時まで。翌日に学校のない日の夜は、深夜0時30分まで。 14歳と15歳：授業期間中は、①学校のある日は3時間、②学校のない日は8時間、③週の最大労働時間数は、18時間。休暇期間中は、①1日8時間、②週に40時間。就業可能な時間数は、朝7時から午後7時まで。夏季休暇中は、朝7時から午後9時まで。 12歳と13歳：学校がない日と学校が休暇である日のみ、働ける。休暇期間中は、①1日8時間、②週に40時間。就業可能な時間数は、朝7時から夜7時。夏季休暇期間中は、朝7時から夜9時まで。	○児童（＝義務教育年齢以下の者）を、登校しなければならない日に2時間を超えて、登校しない間を超えて、登校しない日に2時間を超えて、日曜日に2時間を超えて、日曜日以外の登校しなくともよい日に、15歳未満で5時間、15歳以上の年齢で8時間を超えて、登校しなくともよい週に、15歳未満でもよい週に、15歳以上で25時間、15歳以上で35時間を超えて、労働させることとはできない。【1933年児童および年少者法18条1項】 ○年少者については、1日8時間、週40時間【1998年労働時間規則reg.5A】	○年少者は1日ににつき8時間及び1週につき40時間を超えて労働させなければならない。【L.212 - 13罰則、R.261 - 6, R.260 - 1】 ○年少者がより長い連続した自由時間を得るために、祝日と接続している週日を休業した場合、その行わななかつた労働時間を休業した週を含む連続した5週間の中の他の週日に配分することができる。ただし、5週間を平均して1週40時間、及び1日8時間30分を超えてはならない。【8条2項】 ○1日の労働時間が8時間に満たない場合には、使用者は年少者を、同一の週の別の日に8時間30分まで就労させることができる。【8条2a項】 ○使用者は職業学校に通学するため年少者に対し労働を免除しなければならない。使用者は、以下の場合年少者を就労させてはならない。 ・午前9時に開始する	○1日、8時間、週法定労働時間（35時間）を超えて労働させることはできない。

日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	イギリス	ドイツ	フランス
		<p>には、親権者と学校関係者の書面による同意が必要。翌日に学校がない日に深夜 0 時まで働く場合には、親権者の書面による合意が必要)。</p> <p>学校がない・休暇中の 14 歳・15 歳：農業労働等を例外として、①1 日あたりの最大就労時間は、8 時間、②1 週間の最大労働時間は、40 時間、③1 週間の最高勤務日数は、6 日間、④就労可能な時間帯は、朝 7 時から夜 9 時まで (6 月 21 日から勤労感謝の日 (9 月第 1 月曜日) まで)。</p> <p>学校がない・休暇中の 16 歳・17 歳、および、学校に行っていない 16 歳・17 歳：農業労働・新聞配達・路上販売を例外として、①1 日あたりの最大就労時間は、8 時間 (但し、リゾート地区に関する例外あり)、②1 週間の最大労働時間は、48 時間 (但し、リゾート地区に関する例外あり)、③1 週間の最高勤務日数は、6 日間 (但し、リゾート地区に関する例外あり)、④就労可能な時間帯は、朝 6 時から深夜 0 時まで (但し、リゾート地区に関する例外あり)。</p>	<p>講義前、 ・職業学校 (45 分授業で 5 時限) の通学日 (通学日は 8 時間の労働時間に換算される) ・計画されたプロジェクト講義 (最低 25 分で 5 日以上) のある職業学校の講義週 (講義週は 40 時間の労働時間に換算される) (職業学校に通学しても賃金はカットできない)。</p>		

日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
			<p>あり)。</p> <p>農業労働に従事する 12 歳・13 歳：いちご等を手で収穫する業務に関する限り、①1 日あたりの最大就労時間は、4 時間、②1 週間に最大労働時間に関する規制なし、③1 週間の最高勤務日数に関する規制なし、④就労可能な時間帯は、6 月 21 日から勤労感謝の日までが、朝 7 時から夜 7 時までで、勤労感謝の日から翌年の 6 月 20 日までが、朝 9 時から夕方 4 時まで。</p> <p>農業労働に従事する 14 歳・15 歳：いわゆる農業労働に従事することについても、一切の規制はない。</p> <p>新聞配達等に従事する 11 歳から 18 歳：新聞配達、および、新聞、商業広告誌、定期刊行物を住宅や商業施設にて販売し、または、配達する業務について、①1 日あたりの最大就労時間は、学校がある日が 4 時間、他の日が 5 時間、②1 週間の最大労働時間に関する規制なし、③1 週間の最高勤務日数に関する規制なし、④就労可能な時間帯は、朝 5 時から 7 時（ま</p>			

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス	
休憩				たは日没の30分前のいすれか早い方。 路上販売を行う14歳から18歳：新聞を路上で自営業として行う場合、または、靴磨きを自営業として行う場合、①1日あたりの最大就労時間は、学校がある日が4時間、他の日が5時間、②1週間の最大労働時間に關する規制なし、③1週間の最高勤務日数に關する規制なし、④就労可能時間帯は、朝6時から夜7時まで。	○未成年者用の特別規定なし。	○児童（＝義務教育年齢以下の者）を、1時間の休憩を置くことなしに、1日に4時間を超えて、働くことはならない。 【1933年児童および年少者法18条1項】	○労働時間が4時間30分を超えた場合、18歳未満の若年労働者に対しても、少なくとも30分の休憩時間が与えられる。 【L. 212 - 14】 【罰則R.261 - 5】	
時間外労働		○労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。 【第34条】	○未成年者用の特別規定なし。	○未成年者用の特別規定なし。 上記の労働時間総数内での労働しか認められない。 【第60条第1項】 ○15歳以上18歳未満の者について、1週間の労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で、1	○児童に対しては時間外労働をさせることはできない。 【1933年児童および年少者法18条1】 ○年少者については所定労働時間を持ち労働時間が、1日8時間、週40時間を超えてはならない。 【1998年労働時間規則reg.5A】	○年少者には、原則として1日8時間、1週40時間を超えて時間外労働をさせてはいけない。 【8条】 ○しかし、使用者は、緊急時の一時的で定期でできない労働に対して、成人を使用できない場合に限り、上記	○1日8時間、週法定労働時間（35時間）を超えて労働させることは出来ない。 【L. 212 - 13】 ○ただし、労働監督官の許可を得た場合には、5時間の範囲内で、週の法定労働時間を超えて労働することが可能である。ま	

	日本	アメリカ（連邦） アメリカ ア州）	アメリカ カリフォルニ ア州）	アメリカ （ニューヨーク 州）	イギリス	ドイツ	フランス
週間のうち1日の労働時間は4時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を10時間まで延長可能。 【第60条第3項1号】	週間のうち1日の労働時間は4時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を10時間まで延長可能。 【第60条第3項1号】				の上限を超えて、年少者を就労させることができる。 【21条1項】	〇年少者は、週5日間のみ就労させることができ。土曜日及び日曜日に就労させではない。 【15条】	〇年少者は休日とする。 【L. 221-5】 〇18歳未満の日曜労働は禁止。ただし、コンセイユ・デ・タのデクレによつて認められている特別な業種において研修を行う、18歳未満の年少者については、この限りではない。 【L. 221-3】 〇週休は最低でも24時間与えるものとする。 【L. 221-4】
休日	○満18歳未満のものには、原則として休日労働をさせることはできない、 【第60条第1項】	○特に、規制なし。	○未成年者用の特別規定なし。	〇未成年者労働の場合について、休日に労働する特別規定は、労働時間規制の中に組み込まれている。	〇児童については、は、法令に定めはない。	〇未成年者労働者は原則として、7日間ごとに少なくとも48時間の連続した休息期間に対する権利を有する 【1998年労働時間規則reg.11(3)】	〇協約等によって就労が認められている。また、正当生が認められる場合には、18歳以下の労働者で義務教育が終了している者の終業と労働開始時間の間を最低36時間まで短縮することが可能である。 【L. 221-4】 〇18歳未満の労働者は週休2日を付与する。 【L. 221-4】

日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
休憩期間	○該当する規定なし。	○特に、規制なし。	○特に、規制なし。	○年少者には、1日の労働時間終了後、連続して12時間以上自由時間を与えなければならない。 【13条】	○18歳未満の労働者は、労働と労働との間に、12時間の休息時間がおかなければならぬ。 【9】	監督官の許可を必要とする。 【R.211-4、R.211-4-1、R.221-5、R.221-6】
深夜業（就労可能時間帯）	○満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない児童を午後8時から午前5時までの間に使用してはならない。【第61条第5項】	○16歳以上にいては、規制なし。 14歳・15歳は、学校の授業期間中は、朝7時から午夜7時まで。夏季休暇期間中は、朝7時から午夜9時まで。	○深夜業に関する規制は、上記の労働時間規制の中に組み込まれている。	○児童の場合には、就労可能な時間帯が、午前7時から午後7時までに制限されているので、夜間労働をさせることができない。 【1933年児童および年少者法18条1項】	○年少者は、原則として午前6時から午後8時までの間だけ就労させることができる。 【14条1項】	○夜間労働は、18歳未満の労働者に対しては禁止される。 【L.213-7】
				①ホテル・興行事業では午後10時までの間、 ②交替制勤務のある事業所で午後11時までの間、 ③農業で午前5時から午後9時までの間、 ④ペン・ケーキ製造業で午前5時から午後6時までである。	（ただし、労働監督官の許可を得た場合は、商業、スペクタクル、において就業が認められる。また、コンセイユ・デ・タのデクレの規定に従い、ペン屋、レストラン、ホテルでも就業が可能である。 【R.213-9】	
				○ただし、 ①法第33条第1項の規定により時間外・休日労働を行わせる場合 ②農林水産業 ③電話交換の業務はこの限りではない。 【第61条第3項】	○若年労働者が禁業される夜間労働とは、16歳から18歳までは午後10時から午前6時である。また、16歳以下の場合は午後8時から午前6時である。 【L.213-8】	
				○満18歳に満たない者については、午後10時から午前5時までの使用を禁止。 【第61条第1項】	○深夜業に従事した年少者には、連続した12時間の休息時間を与えなければならない。	

日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
				<p>グ事業、(e)ホテル、パブ、レストラン、バー、その他の類似の施設、(f)パン屋に、雇用されている場合で、なおかつ、年少労働者の使用者が、サービスないし生産の継続を維持するため、もしくはサービスないしは生産への需要の急増に対応するための仕事に、年少労働者に従事するよう命じる場合で、かつ、当該仕事を行うことができる成人労働者がいない場合で、かつ、当該仕事を年少労働者が行うことが、当該年少労働者の教育ないし訓練に不都合な影響をもたらすものでない場合には、夜間労働禁止の規定は適用されない【reg.27A(3)】。</p> <p>なお、これらの2つの夜間労働禁止の規定が適用されない場合において、年少労働者が、それがなければ休憩時間であつた、ないしは休憩時間であつた時間中それには、当該年少労働者は、その保護のために必要である場合には、成人労働者によつて監督され、かつ、それら期間に相当する補償休憩を与えられなければならない【reg.27A(4)】</p>	<p>午前9時開始の場合、上記①～③にもかかわらず、午後8時までしか就労させることができるない。 【14条2～4項】</p> <p>○事故、事故処理などさわめて緊急な場合に、成年労働者が就労できない場合、年少者を一時的に深夜業に充当しうる。しかし、その後3週間に以内に、代償休暇が与えられないばならない。 【L. 213 - 10】</p>	<p>L. 212 - 9】</p>

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク）	イギリス	ドイツ	フランス
休暇	○成年と同じ。使用者は、雇い入れの日から起算して 6か月の 8割以上出勤した労働者に対して、10日の有給休暇を与えない。更に勤続年数に応じて上限20日の有給休暇を与えない。 【第39条】	○規制が存在せず。 ○休暇に関する直接規制なし。	○休暇に関する直接規制なし。	○年少労働者は、原則として、継続する13週の雇用期間があれば、4週間の年次有給休暇の権利を取得する【1998年労働時間規則reg.3(2), reg.13】 ○1998年労働時間規則は児童には適用がないとの判例により、年次有給休暇の権利はない。 【19条】	○使用者は、以下のように年次有給休暇を付与しなければならない。 ①年初に 16歳未満の年少者に対して 30 日以上、 ②年初に 17歳未満の年少者に 27 日以上、 ③年初に 18歳未満の年少者に 25 日以上。 【19条】	○年次有給休暇は、1か月の労働期間につき、最長30労働日まで与えられる。また、協約に基づく労務年数が増えるに連れ、増加する形態をとっている。1年間継続勤務者には、30労働日を含む5週間の年休が与えられる。ただし、勤務日数が短い若年労働者であっても、長期休暇が取得でき、若年労働者、見習いで前年度の4月30日に21歳以下のものは、本人が希望するのであれば、30日労働日の年休暇の権利を認めている。ただし、この年休暇は、1か月の実労働こ月 2・5 日という形で獲得した分だけが有給日として扱われる。【L. 223-3】	○演劇児童の就労は許可制となっている。【L. 211-6, L. 211-7】 ○職業研修の場合は 14歳から可能（義務教育終了の2学年前）ただし、生徒が所属している教育機関と企業の協定締結が必要。【L. 211-1】
使用許可手続き（行政官庁・各学校等）	○児童の使用許可申請の際には、児童の年齢を証明する戸籍証明書、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書が必要。 【年少則第2条】	○一般規定としては、存在していない。 未成年者に対して最も低賃金未満の賃金を支払うことが認められるいくつかの場合について、許可手續が存在している。	○未成年者が通う学校が、労働許可書を発行。条件に反する場合や、違反などの場合には、取消し、撤回がなされる。	○上記、年少者に対する就業証明書・就業許可書の欄を参照のこと。	○許可の手続は、地方当局の条例により定められている ○児童の就労のための特別許可申請には、 ①親権者の就労同意書、 ②3か月以内に医師により発行された健康證明書 ③授業進行に遅れないとことの学校長の證明書 ④青少年保護委員会の同意書	-	-

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
					【6条2項】 ○6条に定める特別許可は、カバレット、ダンスホール、同種の事業並びに遊園地、定期市、ショーソその他の催しについては与えてはならない。	【6条1項】 ○最低年齢に関する規定に違反した使用者は、1万5000ユーロの過料が科せられる。【58条1項1号】 ○年少者の労働時間・深夜業に関する規定に違反した使用者は、1万5000ユーロの過料が科せられる。【58条1項5号】 ○特別許可登録前に児童を就労させた使用者は、2500ユーロの過料を科せられる。【59条1項1号】	若年労働者に関する規定に違反した場合、○夜間労働【R. 261-7】 ○週休【R. 262-1】 ○年休【R. 262-6】 ○安全衛生【R. 263-1】 ○祭日【R. 262-3】 について規定がある。 また、児童労働について違反の場合は、【L. 260-1】に、スペクタカル・モデルの場合は、【L. 261-1～261-6】にそれぞれ規定がある。許可委員会への申請違反は、初犯3750ユーロの罰金、再犯4か月以下の懲役、7000ユーロの罰金、モデル児童の就労日、就労時間規制違反、危険な曲芸などの就労の場合は、5年以下の懲役、7万5000ユーロの罰金である。
サンクショーン	○最低年齢に関する規定違反した者は、1年未満の懲役又は、50万円以下の罰金が科される。児童の労働時間・深夜業に関する規定違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は、30万円以下の罰金が科される。 【第118条及び第119条】	○民事罰を2種類に分け、重いクラスAの違反に対しては、5000ドル以上、1万ドル以下の罰金が科される。軽いクラスBの違反には、500ドル以上、1000ドル以下以下の罰金。これとは別に、労働時間に関する違反に対しては、最初の違反に対する違反に対して1000ドル、2度目の違反に対して2000ドル、3度目以降の違反に対して3000ドルの民事上の罰金が科される。	○労働法、産業法、労働省の規則、命令等に違反した場合には、罰金、禁錮刑または双方が科される犯罪行為となる。	○最低年齢等について定める1933年児童および年少者法18条に基づき制定された条例に違反して児童が雇用されている場合には、その使用者およびその行為が違反となつてゐるあらゆる者は、罪を犯した者として、標準レベシル3を超えない罰金（1000ボンド未満）の刑罰を受ける 【同法21条1項】	○最低年齢等について定める1933年児童および年少者法18条に基づき制定された条例に違反して児童が雇用されている場合には、その使用者およびその行為が違反となつてゐるあらゆる者は、罪を犯した者として、標準レベシル3を超えない罰金（1000ボンド未満）の刑罰を受ける 【同法21条1項】	○最低年齢に違反した使用者は、1万5000ユーロの過料が科せられる。【58条1項1号】 ○年少者の労働時間・深夜業に関する規定に違反した使用者は、1万5000ユーロの過料が科せられる。【58条1項5号】 ○特別許可登録前に児童を就労させた使用者は、2500ユーロの過料を科せられる。【59条1項1号】	18歳未満の未成年者が、これらの未成年者の就労を禁じている労働法または産業法の規定

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	イギリス	ドイツ	フランス
危険・有害業務の就業制限	○満18歳に満たない者を危険有害業務に就かせてはならない。(運転中の機械若しくは動力伝動装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝動装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転等危険な業務、重量物を取り扱う業務、毒劇物等の有害な原料若しくは材料、又は爆発性、発火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんやすい若しくは粉末を飛散し、若しくは有毒放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福利厚生に影響する業務)	○連邦法上の規制を、原則的に採用。これに加え、アルコールが取扱・消費される場所における雇用の制限や、不道徳な場所と活動に関する制限などが加えられている。 16歳・17歳の未成年者は、有害業務命令で禁止された17種の職種(たとえば、爆発物販売業)を禁止されている。 また、14歳・15歳の未成年者は、一部の例外のほか、製造業の業務、鉱工業の業務、有害業務等に就くことができない。	○18歳以下の未成年に対する労働に従事している間に労働災害にあつた場合には、その補償額は、通常の2倍となる。	○工业的事業所(鉱山、採石場等の鉱業、製造業や修理業等、建設業、運輸業、解体業等、運営業等)における14歳未満の児童の雇用は、原則として禁止されている。ただし、家族労働の原則においても、未成年者が指定する見習いプログラム等に登録している場合には、就業できる場合がある。 16歳以下の未成年に対して、就業またはその補助が禁止される職業には、工場内または工場にて連絡する業務等がある。	○年少者は、以下の業務に従事させてはならない。 ①心理的・精神的労働能力を超えた業務 ②道徳的危険にさらされる業務 ③年少者にとって完全意識又は経験を欠いているため、認識し、回避できないと認められる災害危険を有する業務 ④異常な気温又は湿度のために危険がある業務 ⑤騒音、振動又は放熱による有害な影響にさらされる業務 ⑥化学製品法に定められた業務の有害な影響にさらされる業務	○若年労働者の道徳性を傷つけるような書籍、印刷物、絵画、デッサン、その他のもの、などの製作、運搬、販売【R. 234-2】 ○16歳以下の若年労働者を屋外店舗で雇用することを禁止する【R. 234-3】 ○18歳未満の若年労働者を屋外店舗で6時間以上就労させてはならない。2時間以上就労させる場合には、少なくとも1時間以上の間隔を空けること。20時以降あるいは零度以下の気温の場合には、絶対に就労させてはならない【R. 234-4】 ○取扱重量制限について若年労働者が運ぶ場合、三輪車、四輪車等運搬手段ごとに重量制限がある【R. 234-5～R. 234-6】 ○18歳以下の若年労働者に対して、禁止される業務として、【R. 234-11～R. 231-23】まで禁止業務が列挙されている。 ○出来高労働その他の労働速度を高めるこにより高い報酬を
				【1933年兒童および年少者法18条2項】	⑦ EU指令 90/679 (1990年11月26日) に定めるバイオ作業機材の有害な影響にさらされる業務【22条1項】 ○出来高労働その他の労働速度を高めるこにより高い報酬を	

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
【第62条】 社に有害な場所に おける業務に就か せてはならない。[23条]	得る労働に年少者を つけてはならない。 【23条】	○18歳未満の者の裁断 機械を使用する業務の 禁止【R.224-11】 ○農業用、林業用トラク ターを運転する業務 【R.234-12-1】 ○水蒸気、ガス、液化ガ ス、危険有害物質等を扱 う業務【R.234-15～ R.234-16】 ○屠殺業務における就 労制限【R.234-20】な どである。	○18歳未満の者の裁断 機械を使用する業務の 禁止【R.234-12】 ○農業用、林業用トラク ターを運転する業務 【R.234-12-1】 ○水蒸気、ガス、液化ガ ス、危険有害物質等を扱 う業務【R.234-15～ R.234-16】 ○屠殺業務における就 労制限【R.234-20】な どである。	○該当する規制なし。 ○原則禁止【1933年兒童 および年少者法 20条 1 項】	○路上での営業への雇用 は原則禁止【1933年兒童 および年少者法 20条 1 項】	○該当する規制なし。 ○原則禁止【1933年兒童 および年少者法 20条 1 項】	○16歳未満の児童を宙 返り、関節をはずして体 を動かすこと、あるいは 命、健康、精神に対して 危険な行為に従事さ せてはならない【L.211 -11】 ○児童の両親が、軽業 師、動物使い、サーファ スの団長などの業務に従 事している場合を除き、 16歳未満の児童を興業 で就労させることは禁 止される。また、両親が、 軽業師、動物使い、サー カスの団長などの業務 に従事している場合で
禁止行為	○公衆の娛樂を目的として、15歳未満の児童にかかるわざる又は曲馬をさせる行為を禁止【児童福祉法第34条3項】 ○15歳未満の児童に戸々又は道路他の場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為を禁止【児童福祉法第34条4項】	○連邦規則に加えて、一定の機械等を用いる業務や、特定の危険業務に従事することを禁止。 娛樂産業に関しては、16歳未満の未成年者は、①綱渡り、アクロバット、曲芸などが禁止、②娛樂産業に関する労働許可書が発行されている場合を除き、歌唱や音楽演奏業務が禁止。	○連邦規則に加えて、一定の機械等を用いる業務や、特定の危険業務に従事することを禁止。 娯楽産業に関しては、16歳未満の未成年者は、①綱渡り、アクロバット、曲芸などが禁止、②娯楽産業に関する労働許可書が発行されている場合を除き、歌唱や音楽演奏業務が禁止。	○該当する規制なし。	○該当する規制なし。	○該当する規制なし。	○該当する規制なし。

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
							<p>あつても、自分たちの12歳未満の子どもをサーカス等の興業に就労させることは出来ない【L. 211-11】</p> <p>○また、父母、親権者、後見人などが児童を、サークス等の興業に従事する者、浮浪者・物乞いを業とする者の監督下に、無償または有償で委ねた場合には、罰則の適用を受ける【L. 211-12】。</p> <p>【L. 211-11】に明示される職業に従事する者は、監督下にある児童の出生証明書抄本を所持し、パスポート等によって児童の出身並びに身元を証明しなければならない【L. 211-13】</p>
						<p>○原則自由であるが、法令等に違反した場合は、雇用審判所の判断により、10年以下の従事禁止命令が出される【1973年民営職業紹介事業法3条-3D条】</p> <p>○求職者からの手数料の徴収については原則禁止【1973年民営職業紹介事業法6条】</p>	<p>○職業紹介は主として、公立職業紹介所によつて行われ【L. 311-7～L.311-8】、26歳以下を対象とした若年雇用専門の部門がある。</p> <p>また、ほぼ独立状態であった職業紹介が一部民間に開放され（2005年1月18日法律）た。これは、事前行政認可を受ける必要がある。</p> <p>○求職者からの報酬（手数料）は原則として2000ユーロを超えてはならない。しかし、芸術家等の特定の職業については、この報酬の上限は適用されない。</p> <p>民間職業紹介事業者</p>

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス

	日本	アメリカ（連邦）	アメリカ（カリフォルニア州）	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	ドイツ	フランス
	<p>又はとどめではない。</p> <p>○何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び尊重に努めなければならぬ。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>○深夜に営業を営む事業者の従業者は、当該時間帯に、施設内及び敷地内にいる青少年に対して、帰宅を促すよう努めなければならない。</p>	<p>○16歳未満の児童及び年少者は、親権者もしくは養育を委ねられた者が伴わない場合は、ダンス興行に留まることができない、16歳以上の年少者は午前0時までは留まることができる。【年少者保護法5条】</p> <p>○児童や年少者は、娯楽施設又は類似の主に娯楽事業を目的とした施設に立ち入ることは許されない。【年少者保護法6条1項】</p> <p>【東京都青少年の健全な育成に関する条例15条の4】</p>	<p>件として、13歳以下の年少者に対する夜間、保護者の同伴なしに外出禁止令を行なうことができるとされている。なお、フランスでは、低学年の小学生が保護者の付き添いなく通学することを認められず、送り迎えが義務づけられている。</p> <p>昼間であっても、低学年の児童が保護者の同伴なしに外出することは多くないという生活習慣がある。</p> <p>○酒類を提供する飲食店に16歳以下の者は成年人の同伴なく立ち入ることはできない。【Art. L.3342 - 3 code de la santé public】</p>	<p>○最低賃金は、大人と同じ（一部の産業を除いて、時給6ドル）。</p>			
その他		○未成年者に対して、一般の最低賃金を下回る賃金の給付を認める特別規定あり。					

2. 演劇子役等（満15歳未満）

	日本	アメリカ (カリフォルニア) ヨリ)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
根拠法令	労働基準法（1947年制定） 条文番号は、特に断りのない限り、労働基準法のもの。	労働法、教育法、芸能関係代理法、クーガン法 （2006年に一部改正可能性あり）、学校教育法。	2003年子役教育信託法 （1963年に一部改正可能） 1968年児童（実演）規則、1998年児童（実演）（改正）規則第1、2000年児童（実演）（改正）第2規則	1933年児童および年少者法、 1963年児童および年少者法、 1968年児童（実演）規則、1998年児童（実演）（改正）規則第1、2000年児童（実演）（改正）第2規則	年少労働者保護法（1976年制定） 条文番号は、特に断りのない限り、年少労働者保護法のもの。	○労働法典 ・スペクタクル・モデルに従事する児童について ・若年労働者に対する労働規制 ○労働協約 演劇部門 モデル部門 双方に拡張適用された全国協定があり、締結を問わざる強行法規的に適用される。 当然、児童にも適用される。 条文番号は、特に断りのない限り、労働法典のもの。
最低年齢	○映画の製作又は演劇の事業については、満13歳未満の児童についても、児童の健康・福祉に有害ではなく軽易なものについては、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、修学時間外に使用可【第56条第2項】	○生後15日。娯楽産業において雇用される生後15日から18歳までの未成年者は、カリフォルニア州労働基準執行局が発行する労働許可書を所持しなければならない。 生後15日から1か月未満の場合、医師の詳細かつ特別の診断書が必要。	○特に、規定なし。	○14歳以上の児童は、どのような種類の実演についての許可も受けられ、就労することができるが、14歳未満の児童は、(a) 許可が、演劇のためのものであり、児童の役が当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合、(b) 許可が、バレエまたはオペラから成る興行のダンスのためのものであり、児童のダンスのパートが当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合。	○ドイツでは、15歳未満の児童、全日制就学義務の下にあらゆる年少者は、就労させることができない。【5条1項】 ○しかし、演劇興行、音楽会などメディア・文化領域に属する一定の興行については、15歳未満の児童であっても、監督官庁の特別許可（以下では「特別許可」）の下で就労させることができる。ただし、この場合であっても、3歳未満の児童を就労させることはできない。【6条】	○月齢3か月から許可申請を受け付ける。 ただし、生の舞台の場合、9歳以上であることとされる。モデルについて、【労働法典R.211-12-1-R.211-12-3】に、年齢に応じた労働時間として規定がある。スペクタクルについても、許可委員会が許可権限を持ち、同様の基準で審査を行っている。最低年齢も、許可委員会の設定基準による。

	日本	アメリカ (カリフォルニア) 州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
特例がある子役の職種の範囲	であるか、実演がオペラまたはバレエだけで成り立つて、場合に、限られる場合に、限りある年少者 [1963 年児童および年少者法 38 条]。	○14 歳以上の児童は、どのような種類の実演についての許可も受けられ、就労することができるが、14 歳未満の児童は、(a) 許可が、演劇のための児童の役が当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合、(b) 許可が、バレエまたはもっぱらバレエないしオペラから成る興行のダンスのためのものであり、児童のダンスのパートが当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合、(c) 実演における児童の役の性質がもっぱらまたは主としてミュージカルであり、かつ、実演の性質も主としてまたはもっぱらミュージカルであるか、実演がオペラまたはバレエだけで成り立つて、る場合に、限られる [1963 年児童および年少者法 38 条]。	○特別許可を要する催しとは、①舞台興行、②音楽会での演奏その他のパフォーマンス、③広告を目的とする催し並びに④テレビ・ラジオの収録及び音声及び画像媒体への収録、並びに⑤映画撮影及び写真撮影である。ただし、児童を自然の生活環境の中で（食べる、睡眠、遊ぶなど）指導命令することなく広告のために撮影・収録することは、特別許可を要する就労に該当しない。	○スペクタクル・モデルに従事する児童 [L.211-6 以下] ○芸術的・文化的活動、高度なスポーツに従事する児童についても、賃金の預金供託は適用を受ける [L.211-4]。		
特例がある子役の業務の範囲	○映画の製作及び演劇の事業に使用される者のみ使用可。【第 56 条第 2 項】 ○演劇子役が演技の業務を行う場合については、深夜業の特例あり。	○ニューヨーク州で実演家として創始的または芸術的なサービスを提供する 18 歳未満の個人（但し、モデルは別規定）。また、ニューヨーク州に居住しながら、同州外で、このようなサービスを提供する 18 歳未満の個人。	○特別許可を要する催しとは、①舞台興行、②音楽会での演奏その他のパフォーマンス、③広告を目的とする催し並びに④テレビ・ラジオの収録及び音声及び画像媒体への収録、並びに⑤映画撮影及び写真撮影である。ただし、児童を自然の生活環境の中で（食べる、睡眠、遊ぶなど）指導命令することなく広告のために撮影・収録することは、特別許可を要する就労に該当しない。	○特別許可の対象となる業務は、出演（創始的協働）及びこれに必要な練習（稽古）に参加することである。創造的協働とは、児童が役者、俳優、歌手、音楽家、マネキンのように興行や収録に直接に参加	○労働時間・深夜業・休憩・休日・賃金・休日労働・出演許可・深夜業など労働条件について、多くの特例がある。 [L.211 - 6～L.211 - 14] [R.211 - 2～R.211 - 13]	
特例がある子役の業務の範囲	○演劇子役が演技の業務を行う場合については、深夜業の特例あり。	○深夜業に関する規制は詳細な年齢区分に基づき、就業時間帯規制・総労働時間規制の中に組み込まれている。	○深夜業にに関する特例はない。			

	日本	アメリカ (カリフォルニア) 州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
年少者の証明書	○年齢を証明する戸籍証明書、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。【第57条】	○娛樂産業労働許可申請書。このうち、個別許可書は、当該未成年者の親権者・後見人が労働基準執行局に申請。就学年齢児童の場合、学校関係者による学業成績証明が必要。	○18歳以下の未成年者は、州労働省により発行される児童実業家労働許可書が必要。賃金等の支払いを受けない場合にも必要。但し、学校、学術、教会などの通常の活動または卒業式の場合、個人の家庭におけるサービス等は不要。	○許可の申請時に児童の出生証明書の添付が要件とされ、許可の保有者は、許可証を実際に保有し、求めに応じて提示しなければならない。 [1968年児童(実演)規則reg.19、付則1] 。	○使用者は特別許可(許可に付された条件・命令を含め)を事業所内の適当な場所に掲示しなければならない。 [54条3項]	○使用者は特別許可(許可に付された条件・命令を含め)を事業所内の適当な場所に掲示しなければならない。 [54条3項] ○モデルの場合は、児童の健康診断書、児童及びその法定代理人の身分証明書、住所証明ができる書類 [R.211-13] 。
子供の労働者性	○原則あり。	○これららの規制の下では、常に被用者として扱われる。	○これららの規制の下では、常に被用者として扱われる。	○児童または年少者が、利益を得るために雇い手として扱われる。	○原則としてあります。しかし、自営業者である児童(バイオリンやピアノの名人芸や歌手)は、特別許可手続の対象となる。	○モデル非優の労働者性は肯定されている [L.762-1] [L.763-1] 、スペクトル・モデルに就労する児童も同様である。
労働契約	○親権者又は後見人が、未成年者に代わって労働契約を締結することを禁じる。親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者は、	○特に、規制はない。この制度の下では、親権者・後見人に労働許可書の取得義務や財産管理規定の遵守義務を負わせているので、親権者・後見人の管理・監督	○特に、規制はない。この制度の下では、親権者・後見人に労働許可書の取得義務や財産管理規定の遵守義務を負わせているので、親権者・後見人の管理・監督	○未成年者保護のために、子に代わって契約を締結してそのままの契約に同意を与えてその効力を確定する、という法定代理人制度は存しない。その代わりに、未成年者の契約	○特に規定はないが、通常、親(法定代理人)が児童に代わって労働契約を締結する。 [民法1626条、1629条]	○13歳を超えると、離婚や養子について、意思表示が認められており、これと同様に、13歳以上の自署の有効性が肯定されていると推定される。 [民法典290条3

	日本	アメリカ (カリфорニア) アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	に不利であると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる。【第 58 条】	の下で締結されることになる。クーガン法上の規定により、総収入額の 15% を信託口座に保管されることで、児童実演家が、成人してからに備えるようになつてゐる。	をその目的に応じて、①有効な契約、②未成年者が承認しない限り有効な契約、③未成年者が追認しない限り無効な契約の 3 つに分類し、未成年者保護のためにあるものを無効または取り消しうるものとするが、雇用契約および類似の契約は、上記の①に該当する契約とされ、職務の性質や当該地域の労働市場の状況に照らし、一般的に期待可能と認められる条件を基準として、通常の条件であれば、その中のある条件が未成年者にとり不利益であつても、全体として利益となるものとして認められ、有効とされ、未成年者の契約能力が認められる	号・民法典 388 条の 1】。また、13 歳以上の場合は、就労したいという児童自らの意思を表示した書面の提出が許可申請の際に必要である。【L.211-7】 ○契約無能力者とされたのは被保護成年者と未成年者【民法典 1124 条】である。しかし、未成年者は満 16 歳のものも、親権または後見から後の解放がなされることによって、商行為を除き、成年者と同様の民事上の行為能力が付与される【民法典 L. 482 条】。	
職業許可権	○子 (被後見人) は、親権者 (後見人) の許可なしに職業を営むことができない。親権者は、子がその職業に堪えないと判断があるときは、許可を取り消し、又は制限することができる【民法第 823 条、859 条】	○この許可制度では、常に親権者・後見人が、労働許可書の唯一の申請者である。このため、これらの者の同意がない限り、未成年者が、この分野での労働を行うことはできない。	○この許可制度の下では、親権者・後見人が、労働許可書の唯一の申請者である。このため、これらの者の同意がない限り、未成年者が、この分野での労働を行うことはできない。	○1989 年児童法 2 条に定められている「親の責任」には、未成年者の子に対する職業許可権は含まれていないと解されている。	○親権者の同意書がなければ、許可委員会にたいし、出演申請許可を申し立てることができない【L.211-6】。 ○13 歳以上の場合は、就労したいという児童自らの意思を表示した書面の提出が必要【L.211-7】。
賃金請求権	○親権者又は後見人が、未成年者に代わって賃金を受領することを禁止。未成年者は独立して使用者に賃金を請求する権利を持つ【第 59 条】	○本人にある。	○親権者又は後見人が、未成年者に代わって賃金を受領することを禁立して使用者に賃金を請求する権利を持つことを定める制定法上の規定は存しないが、未成年者には雇用契約その他類似の契約に關して、コモン・ロー上契約能力が認め	○規定なし。親は子を代理するので、賃金を受領することができない。	○原則として、成人まで賃金を手にすることはない。賃金は子役名義の小切手で一部支給される以外は預託金庫に預けられる【L.211-8】。【R. 211-8~R. 211-11】

	日本	アメリカ (カリフォルニア) 州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
財産管理	○親は子の財産の管理・代表権を持つ。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。 【824条】 ○後見人は、被後見人の財産管理・代表権をもつ。 【859条】	○クーガン法が規制。 ①芸術的雇用契約に従事する未成年者を雇用する使用者は、当該未成年者の雇用を開始してから 180 日以内に、親権者等が設定したクーガン法に係る義務と、当該未成年者の総収入額の支払いから 15%をアメリカ俳優基金の特別口座に預金する義務を負い、②アメリカ俳優基金は、当該預金について、未成年者の親権者等に通知する義務と、当該未成年者が 18 歳独立したときから 60 日以内に通知する義務を負い、③労働局長官は、芸術的雇用契約の下で未成年者が業務を遂行するための労働許可書の期間を 6か月に設定し、かつ、当該労働許可書に、受託者がクーガン法に開設したことを証する文書が添付されていない場合に、当該労働許可書の発行から 10 日間の営業日が過ぎたときに、同許可書は無効となる。	○すでに存在している場合を除き、親権者・後見人は、児童実演家信託口座を、雇用が開始される 15 日以内に設置し、この口座の存在と送金に必要なその他の情報報を、子役の使用者に通知しなければならない。また、この口座に関する変更があった場合も、同様。親権者・後見人は、この口座の存在を証明する証跡を、州労働省に提出する義務を負う。	○1989年児童法2条に定められた「親の責任」に、未成年者の子の財産を管理することが含まれている。 ○【1968年児童（実演）規則reg.11】必要な場合は、当該免許に係る実演に閑して児童が得た報酬の全部ないしは一部が、地方教育当局の認められた方法で扱われるよう保証することを許可の保有者に対し求める、という条件を付した許可を地方教育当局は出すことができる。	○原則として、賃金の一部を除く残額、あるいは全額について、成年（18歳）するまで預金供託金庫に預けられる【L.211-8】。必要に応じて、本人、親権者の同意、使用目的を示した書類を提出し、許可委員会、児童裁判所署長の決定により引き出すことが可能となる【R.211-8~R.211-11】	○原則は子供の財産の管理権・代理権をもつ。【民法1629条】
労働時間	○満 15 歳に達した日以降	○娯楽産業における未成年	○放送または記録されない劇	○舞台興行の場合、6 歳以上	○年齢に応じて、最長労働	

	日本	アメリカ (カリフォルニア) アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	後の最初の 3 月 31 日が終了しない児童を、修学時間を通算して 1 週間にについて 40 時間、修学時間を通算して 1 日について 7 時間を超えて労働させることはできない。【第 60 条第 2 項】	一般的未成年労働者に対する規制の適用も、例外とされ、適用されない。	場等での生の実演の場合、児童が、実演なしハーサルに参加する時間は、1 日当たり 3 時間 30 分を限度とする 【1968 年児童 (実演) 規則 reg.22】 ○テレビ番組や映画のように放送または記録される実演の場合、①19 歳以上の児童が、実演またはリハーサルに参加できる合計時間は、1 日につき 4 時間まで【1968 年児童 (実演) 規則 reg.27】、②5 歳以上 9 歳未満の児童が、実演またはリハーサルに参加できる合計時間は、1 日につき 3 時間まで【1968 年児童 (実演) 規則 reg.28】、③5 歳未満の児童が、実演またはリハーサルに参加できる合計時間は、1 日につき 2 時間まで【1968 年児童 (実演) 規則 reg.29】	の児童を 1 日につき 4 時間、○音楽会での演奏その他のパフォーマンス、広告を目的とする催し並びにテレビ・ラジオの収録、音声及び画像媒体への収録並びに映画撮影及び写真撮影の場合には、・3 歳以上 6 歳未満の児童を 1 日 2 時間 ・6 歳以上の児童を 1 日 3 時間を上限として就労させることができることができる。 ○上記の上限の下で、監督官庁は、個別就労毎に、1 日の労働時間を決定する。【6 条 1 項】 ○テレシヨン、上演、またはドラマ」において、授業日前日であっても午後 10 時過ぎまで、最大限深夜 0 時まで自らの役柄を続けて演じることができます。	時間、継続労働時間が決定されている。 また、学期中と長期休暇中の労働時間規制が異なっている。 ○6 か月から 3 歳、3 歳以上から 6 歳未満の児童時間は満 3 歳になるまでは 1 時間とされています。この間、30 分以上連続して労働することはできない。必ず休憩を挟まなければならない。 ・3 歳から 6 歳までは 1 日の最長労働時間は、2 時間である。この間、1 時間に以上連続して労働させてはならないとされている。 ・1 週間の最長時間は、6 か月までは 1 時間、6 か月から 3 歳までは 2 時間、3 歳から 6 歳までは 3 時間である。 ○就労曜日規制 児童が就学している場合、学期期間中の就労・オーディションは日曜に行うこととはできない。オーディション・就労は日曜以外の週休日（多くの場合水曜が休日である）、および半休日（土曜など）にかかり、認められる。 【R.211-12-1】 ○6 歳以上から 11 歳、12 歳から 16 歳 学期期間中にについて ・6 歳から 16 歳の児童の就

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
						<p>労・オーディションは日曜に行うことはできない。日曜以外の週休日（水曜）、あるいは半休日（土曜）には、次のような労働時間規制にしたがって行う場合に認められる。</p> <p>○1日の最長労働時間。</p> <p>○6歳から11歳までは3時間。この間、連続して労働できる時間は11時間30分を超えることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12歳から16歳までは4時間であり、この間、連続して労働できる時間は2時間を超えてはいけない。 ・また、児童の労働・オーディションが半休日に行われる場合、1日の最長時間は半分に縮小される。 <p>○1週間の最長時間は6歳から11歳までは4時間30分であり、12歳から16歳までは6時間である。</p> <p>R.211-12-2】</p> <p>○長期休暇期間中の労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労が可能な期間は各長期休暇期間中の半分までに制限されている。長期休暇期間中にスペクタクルやモデルの活動をする6歳から16歳の児童の労働時間・オーディションは、次の労働時間規制に従う場合に認められる。

	日本	アメリカ (カリフォルニア) [州]	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
休憩	○労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。【第34条】	○上記のとおり、各年齢ごとに、休憩時間が設定されている。	○特に規定がない。	○監督官庁は、個別就労毎に、休憩の長さと時期を決定する。	○放送または記録されない劇場等での生の実演の場合、原則として、2つの実演またはリハーサルの間の休憩時間は1時間半以上【1968年児童(実演)規則 reg.22】	○年齢により継続労働時間が決められている。また、学期中と長期休暇中では、継続労働時間が異なる。 ○6か月から3歳、3歳以上から6歳未満 ・1日の最大労働時間は満3歳になるまでは1時間とされています。この間、30分以上連続して労働することはできない。すなわち、必ず休憩を挟まなければならぬ。 ・3歳から6歳までは1日
					○1日の最長時間は、6歳から11歳までは6時間であり、この間連続して2時間以上就労することはできない。 ○12歳から16歳までは7時間。この間、連続して3時間以上就労することはできない。 ○1週間の最長時間は、6歳から11歳までは12時間、12歳から14歳までは14時間、14歳から16歳までは18時間である。 【R.211-12-3】。 なお、就労が可能となる年齢は3ヶ月からであるが、監察医の同意が必要となる。舞台などの生の興行に出演する場合は、9歳以上からである。	○1日の最長時間は、6歳から11歳までは6時間であり、この間連続して2時間以上就労することはできない。 ○12歳から16歳までは7時間。この間、連続して3時間以上就労することはできない。 ○1週間の最長時間は、6歳から11歳までは12時間、12歳から14歳までは14時間、14歳から16歳までは18時間である。 【R.211-12-3】。 なお、就労が可能となる年齢は3ヶ月からであるが、監察医の同意が必要となる。舞台などの生の興行に出演する場合は、9歳以上からである。

	日本	アメリカ (カリフォルニア) 州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
				<p>実演場所またはリハーサルの場所に居てはならない、9歳以上の児童は、3回以上の休憩なしに継続して8時間を超えて、実演場所またはリハーサルの場所に居てはならない、[1968年児童（実演）規則reg.27]、②5歳以上9歳未満の児童が、休憩なしで継続して、実演またはリハーサルに参加できるのは45分まで、5歳以上9歳未満の児童は、2回以上の休憩なしに継続して3時間30分を超えて、実演場所またはリハーサルの場所に居てはならない、5歳以上9歳未満の児童は、3回以上の休憩なしに継続して8時間を超えて、実演場所またはリハーサルの場所に居てはならない、[1968年児童（実演）規則reg.28]、③5歳未満の児童が、休憩なしで継続して、実演またはリハーサルに参加できるのは、30分まで、5歳未満の児童が、実演またはリハーサルに参加していない時間はすべて、食事、休憩、レクリエーションのために使われる[1968年児童（実演）規則reg.29]</p>	<p>の最長労働時間は、2時間である。この間、1時間以上連続して労働させではないとされている。</p> <p>○1日の最長時間 6歳から11歳までは3時間。 ・6歳から11歳までは3時間。この間、連続して労働できる時間は1時間30分をこえることはできない。</p> <p>・12歳から16歳までは4時間であり、この間、連続して労働できる時間は2時間を超えてはいけない。</p> <p>・また、児童の労働・オーディションが半休日に行われる場合、1日の最長時間は半分に縮小される。 [R.211-12-2]</p> <p>○長期休暇期間中の労働時間</p>	<p>の最長労働時間は、2時間である。この間、1時間以上連続して労働させではないとされている。</p> <p>○1日の最長時間 6歳から11歳までは3時間。 ・6歳から11歳までは3時間。この間、連続して労働できる時間は1時間30分をこえることはできない。</p> <p>・12歳から16歳までは4時間であり、この間、連続して労働できる時間は2時間を超えてはいけない。</p> <p>・また、児童の労働・オーディションが半休日に行われる場合、1日の最長時間は半分に縮小される。 [R.211-12-2]</p> <p>○長期休暇期間中の労働時間</p>

	日本	アメリカ (カリフォルニア) 州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
時間外労働	○満18歳未満の者には、原則として時間外労働をさせることはできない。【第60条第1項】 ○15歳以上18歳未満の者について、1週間の労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合には、他の日の労働時間を10時間まで延長可能。【第60条第3項1号】	○上記の労働時間の制限の中で、一定の時間延長が認められる場合がある。【第60条第1項】	○特に、規定がない。	○児童(満16歳)に達して以後の卒業の日(6月の最終週の金曜日)までの義務教育期間にある者)には、時間外労働をさせることはできない、	○使用者は、6条1項に定める労働時間の上限を超えて就労させることはできない。	○規定された労働時間を超えて労働させることは出来ない。【R.211-12-3】
休日	○満18歳未満の者には、原則として休日労働をさせることはできない。【第60条第1項】	○特に規定はないが、上記の労働時間の制限と、学校において認められる欠席日数の制限から、規制がある。	○特に規定がない。	○児童が放送または記録されない劇場等での生の実演に從事する場合には週1日の休日、テレビ番組や映画のように放送または記録される実演に從事する場合には週2日の休日、両方に從事する場合は週2日の休日【1968年児童(実演)規則reg.21、reg.25】 ○上記の休日にに関しては例外が認められないので、児童には休日労働をさせることはできない。	○特別許可を受けた児童に対しては、年少者のように土曜日・日曜日の就労禁止規定及び週5日の労働日の限定期ははない。監督官が、児童の年齢、個々の業務の性質、時期を考慮して個別に決定する。	○児童モデルを日曜に労働させることは出来ない。【R.211-12-1-R.211-12-3】 ○児童モデル・スペクタクルに出演する児童に長期休暇の半分を超えて労働させることは出来ない。【労働法典 R.211-11、R.211-12-2】
休息期間	○該当する規定なし	○上記のとおり、各年齢ごとに、休憩期間が設定されている。	○特に、規定がない。	○原則として、過当たり認められる最大日数、場合には、8連続週の間、サービスの実演以外の実演ないしリハーサルに参加する児童(は、その次の継続する14日間、実演またはリハーサルに参加し	○使用者は、児童に対し就労終了後14時間以上の連続した自由時間(休息時間)を与えるなければならない。【6条2項5号】	○18歳未満の労働者・研修者については、労働と労働との間に、12時間の休息期間がおかなければならぬ。16歳以下の場合には14時間の休息期間がおかねなければならぬ。【L.213-】

	日本	アメリカ (カリフォルニア) 州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
深夜業 (就労可能 時間帯)	○午後8時から午前5時 までの間に使用しては ならない。 ○演劇子役が、演技を行 う業務に従事する場合 には、当分の間、午後9 時から午前6時までの間 に使用してはならない。 【第61条第5項、第56 条第2項】	○上記のとおり、各年齢ご とに、深夜業の可能・不可 能が規定されている。	○規制は、存在していない。 一般の未成年労働者に対する 規制の適用も、例外とさ れ、適用されない。 reg.16]	○映画のような記録される実 演において、児童の実演が原 則として認められない。後 間の時間帯に撮影がなされな ければならず、それに児童の 実演が不可欠であることを地 方教育当局が確信させられる 場合に限って、当局の許可に基 づき、児童の夜間労働が認 められる。この場合、夜間労 働後の休息期間の保障が条件 とされる【1968年児童 (実演 規則 reg.30】	○児童の深夜業規制 (就労可 能時間帯) は、興行の種類と 児童の年齢によって異なって いる。 ①舞台興行の場合、6歳以上 の児童について午前10時～ 午後11時までの間、 ②音楽会での演奏その他のパ フォーマンス、広告を目的と する催し並びにテレビ・ラジ オの収録、音声及び画像媒体 への収録並びに映画撮影及び 写真撮影の場合には、 ・3歳から6歳までの児童に ついて午前8時から午後5時 までの間 ・6歳以上の児童について午 前8時から午後10時までの 間。 【16条1項】	○原則として、18歳未満の 若年労働者が深夜業に就労 することを禁止する。 【L.213 - 7】
				てなければならないし、その他的情形でも雇用されてはならない、 【1968年児童 (実演) 規則 9】	○児童の深夜業規制 (就労可 能時間帯) は、年齢により異なるが、 16歳以上18歳未満の若年 労働者については ・午後10時から午前6時 までであり、この時間に從 事するあらゆる労働はスペ クタクルも含め、深夜業で あるとされる。【L.213 - 8】 ○16歳以下の児童につい ては、午後8時から午前6 時までの時間帯に從事する すべての労働は深夜業であ ると考えられる。【L.213 - 8 裁判規定 R.261 - 7】	○深夜業に該当する時間帯 は、年齢により異なるが、 16歳以上18歳未満の若年 労働者については ・午後10時から午前6時 までであり、この時間に從 事するあらゆる労働はスペ クタクルも含め、深夜業で あるとされる。【L.213 - 8】 ○深夜就労が必要となる場 合は、労働監督官の同意を 得ることを要件として、深 夜業に就労することが可能 となる。就労が認められる のは、スペクタクルであり、 生の舞台に限定される。し たがって、映画、テレビ、 録音などは認められない、 【L.213 - 7】。深夜就労に は産業医の意見が重視され る。【R.213 - 6, R.213 - 7】 また、モデルについては夜 間労働を認めない。

	日本	アメリカ (カリフォルニア) [州]	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
使用許可手続き (行政官庁・各学校長等)						
	○児童の使用許可申請の際には、児童の年齢を証明する戸籍證明書、修学に差し支えないことを証明する学校長の證明書及び親権者又は後見人の同意書が必要。 【年少則第2条】	○児童美演家労働許可申請書については、上記のとおり。使用者は、これとは別途に、児童美演家雇用適格證明書を取得する義務あり。労働局に申請。	○児童美演家労働許可申請書については、上記のとおり。使用者は、これとは別途に、児童美演家雇用許可未成長年者娛樂事業雇用許可書を所持する義務が課されている。労働基準執行局に申請。	○許可の申請書には、児童の親による同意する旨の署名がなされていないければならず、児童の出生證明書その他の児童の年齢を証明するもの、児童の写真、契約書(案)、および1963年児童および年少者法38条に基づく実演が当該児童の年齢の児童によりなされなければならぬとの宣言書が添付されなければならない【同規則reg.1、付則1】。	○監督官庁は、以下の要件を満たすとき、権限ある青少年局の意見を聴いた上で、児童の就労を許可することができます。 ①親権者が書面をもって就労に同意したとき ②監督官庁に対し、3か月以内に医師により発行された健康證明書が提出されたとき ③児童を生命・健康危険から保護し並びに当該児童の肉体的・精神的成長の侵害を回避するため必要な予防策や措置を講じたとき ④就労に際し児童の看護・監督が確保されているとき ⑤就労終了後14時間以上の連続した自由時間が与えられるとき ⑥学校長が授業進行に遅れないことを認めたとき	○親の承諾書、一定の年齢を超えている場合(13歳)は本人の同意書、学校長の同意書、健診診断書(必要とされる場合は児童精神科医の診断書)、使用者からは、脚本、具体的な活動内容、撮影期間、撮影計画などが許可委員会に提出され、許可が下りた場合には、児童をスペクタクルに使用することが可能となる。 【L.211 - 7・R.211 - 2, R.211 - 3】 ○モデル事務所の場合には、事務所が許可を受けている場合、各撮影ごとの許可申請は不要である。モデル事務所の認可についても、規定がある。【L.211 - 7、R.211 - 3 - 1、R.211 - 6、R.211 - 6 - 1】

	日本	アメリカ (カリフォルニア) 州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
禁止行為	<p>○公衆の娯楽を目的として、15歳未満の児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為を禁止。[児童福祉法第34条3項]</p> <p>○15未満の児童に戸々又は道路他の場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為を禁止。[児童福祉法第34条4項]</p>	<p>○カリフォルニア州で、未成年者に対して、制限・禁止されている職業・業務に従事することはできない。</p>	<p>○上記の児童実演家労働許可があり、連邦職業安全衛生法に基づいた安全装置や保護設備の利用により保護されている場合を除き、16歳未満の未成年者に、①綱渡り人、②体操選手（但し、ノンプロの立場の選手またはアマチュアとしての活動は除く）、③馬またはその他動物に乗る人（ノンプロの乗馬ショーに出る場合は除く）、④曲芸師、⑤自転車その他の機械の乗り物又は装置に乗る活動、を禁止。また、①レスラー、ボクサー又は体を曲げる曲芸師としての活動、②違法、猥褻又は不道徳な展示または行為、②精神障害、知能障害、奇形、身体の異常な形態・発達が見られる未成年者を展示会に出演させること、を全面的に禁止。</p>	<p>○生命ないしは手足が危険にさらされるような公開の実演に、児童を参加させはならない。[1933年児童および年少者法23条]</p> <p>○12歳未満の児童に危険な性質の実演に参加させたための訓練をさせてはならない。[1933年児童および年少者法24条1項]</p>	<p>○16歳未満の児童に、危険な技をさせてること、関節をはずして、体を曲げさせること、児童の生命、健康、精神にとつて危険な業務に就労させること。[L.211-11]</p> <p>○父母が経営者、動物使い、サーファーの雇用、旅芸人の仕事をする場合を除き（その場合であっても12歳以下の就労を禁止）、16歳未満の児童を興業で就労させる事。[L.221-11]</p>	
民営職業紹介等の規制			<p>○芸能契約係り理法がある。</p> <p>○求職者から手数料の徴収については原則禁止。[司法第32条の3]</p> <p>○手数料を徴収してよい例外は、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデルの職業に紹介した求職</p>	<p>○特に規定なし。</p> <p>○興行に携わる児童・年少者についても、職業紹介事業者は、児童に徴収することができる。[2003年職業紹介事業活動規則Reg.26(1)付則3]</p>	<p>○すべての民間職業紹介事業者は、児童についても、その就労が認められている者については、職業紹介を行うことができる。</p> <p>求職者から手数料は原則として2000ユーロを超えてはならない。しかし、芸術家等の特定の職業については、この報酬の上限は適用されない。</p> <p>①事業者によって提供される</p>	<p>○民間職業照会事業の規定は、モデル事務所を改行するためには、ライセンスを取得する必要がある。[L.763-3]。このライセンスを保有し児童を雇用する認可を受けていい場合、個別許可是不要。認可がない場合は、個別許可が必要である。[L.211-7, R.211-3-1, R.211-6, R.212-6]</p>

	日本	アメリカ (カリフォルニア) アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	者(中略)から、賃金の額が厚生労働大臣の定めに従いし、③法的に承認手続を経た契約書式を用い、裁半所により当該契約が承認された場合には、契約当事者が未成年者たる地位にあることともって、有効に成る。就職後 6か月以内に支払われた賃金の 100 分の 10.5 (免税事業者にあつては、100 分の 10.2) に相当する額以下の手数料を徴収する場合。【職業安定法施行規則第 20 条 2 項】	職業紹介サービスの詳細、 ②求職者のために、雇い主と契約する権限を職業紹介事業者が有するか否か、それを有する場合には、その権限の詳細、 ③職業紹介事業者が、求職者のために金銭を受け取ることができるか否かについての指示文、 ④手数料の額と計算方法、手数料がかかる職業紹介サービスの内容、事業者から求職者への払い戻しの有無とそれがある場合の条件、手数料の支払方法、事業者が受け取った求職者の所得から差し引く場合にそその条件、といった事項を含む、手数料についての詳細、 ⑤求職者が求職者と職業紹介事業者との間の契約を解約する場合における予告の必要の有無、および、それがいる場合における予告期間の長さについての指示文、 ⑥求職者と職業紹介事業者との間の契約が解約される場合における求職者の予告を受けける権利の有無、および、それがある場合における予告期間の長さについての指示文。 【2003 年職業紹介事業および労働者派遣事業活動規則 reg.16】	民間職業紹介事業者は、芸術家としての職業を紹介する場合、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金の 100 分の 14 を超えない報酬を労働者から徴収することができます。 紹介された雇用関係が、①12か月を超える期間に及ぶ場合には、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金の 12か月分に対して合計 100 分の 14 の報酬、②7 日以下の期間である場合には、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金に対して 100 分の 18 の報酬を (いずれも売上税を含め) 超えてはならない。	民間職業紹介事業者は、芸術家としての職業を紹介する場合、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金の 100 分の 14 を超えない報酬を労働者から徴収することができます。 紹介された雇用関係が、①12か月を超える期間に及ぶ場合には、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金の 12か月分に対して合計 100 分の 14 の報酬、②7 日以下の期間である場合には、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金に対して 100 分の 18 の報酬を (いずれも売上税を含め) 超えてはならない。	- 1】

	日本	アメリカ (カリフォルニア) [例]	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
その他		○労務の現場で、未成年実演家の学習と福祉を促進する目的で、スタジオ教員制度が設けられている。	○2日以上、仕事のために学校を休む場合には、使用者が教員免許をもつ教員をつけて、児童実演家を指導する義務を負う。			